

瀬戸ヶ谷スポーツ会館 指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成 27 年 7 月 1 日			
団体名	一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
代表者名	代表理事 橋本 淳	設立年月日	平成 23 年 6 月 15 日
団体所在地	〒240-0064 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一丁目 20 番地 4 丸華ビル 301 号室		
電話番号	(045) 442 - 7571	FAX 番号	(045) 442 - 7570
沿革	<p>平成 7 年 区民利用施設の管理と生涯学習の普及を目的に保土ヶ谷区区民利用施設協会を設立し、横浜市からの委託により以下の施設の管理運営を開始する          ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、峯・笹山小学校コミュニティハウス、川島町公園こどもログハウス、瀬戸ヶ谷スポーツ会館（7施設）</p> <p>平成 11 年 横浜市の委託により桜ヶ丘コミュニティハウスと今井地区センターの管理運営を開始</p> <p>平成 17 年 横浜市委託によりくぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営を開始</p> <p>平成 18 年 指定管理制度の導入に伴い保土ヶ谷区内の地区センター条例施設 5 施設とこどもログハウスの指定管理者に選定される。</p> <p>平成 23 年 一般社団法人格取得</p> <p>平成 24 年 保土ヶ谷公会堂の指定管理者に選定され、管理運営を開始          西谷地区センター(改築)の指定管理者に選定され、管理運営を開始</p>		
業務内容	<p>一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会は、「区民利用施設の管理運営及び地域における区民の自主的な活動の支援をすることにより、区民を主体にした活力とふれあいのある快適な地域社会に寄与すること」を目的として区民の代表者で構成され、法人を運営しています。</p> <p>また、私たちはこの目的を達成するために、区民の皆様の声を広くうかがい、運営に反映することを使命としまして、次の事業を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 区民の皆様の文化創造活動を支援する公益団体として、音楽・芸能・美術・工芸・文学・語学・健康・福祉・スポーツなどの幅広い分野の自主活動を促進・支援するとともに、地区センターや公会堂、コミュニティハウスやこどもログハウスなどの区民利用施設を運営することにより活動の場を提供しています。</li> <li>② 区民施設をより有益に活用していただくための企画・提案と施設の維持管理・運営する事業を展開しています。</li> <li>③ 文化創造のほか、幅広い生涯学習の企画と運営、その後のサークル活動支援と活動場所を提供する事業を行っています。</li> <li>④ 保土ヶ谷区の地域連携を促進する事業、地域コミュニティを醸成する事業、地域福祉の増進を図るための事業を行っています。</li> <li>⑤ そのほか、区民を主体とした活力とふれあいある快適な地域社会を醸成するために必要な事業を展開しています。</li> </ol>		
担当者 連絡先	[Redacted]		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における瀬戸ヶ谷スポーツ会館指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

当法人は、平成 7 年に「区民施設の管理運営及び地域における区民の自主的な活動の支援をすることにより、区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与すること」を目的に事業を開始し、指定管理制度導入後の平成 23 年には、「区民による区民のための施設運営と地域創り」「純粋に公益性を追求した運営」を行うために一般社団法人格を取得いたしました。

また、当協会の特色といたしましては、区内の 10 施設を運営していることにより各地域の特性とライブな情報を迅速に把握できるというスケールメリットがあり、各施設が計画的にそれぞれの役割を分担・補完して機能を果たすことにより、保土ヶ谷区全域にバランスよく生涯学習事業や地域コミュニティ醸成事業を展開することが可能であるということです。

私たちはこのスケールメリットを活かすことによりまして可能となりますさらに発展したサービスをこの地域の皆様にも提供したいと願いますとともに、地域の皆様から信頼され親しまれる施設を創り、地域の皆様に喜ばれることに喜びを感じる法人でありたいと願い、各区民利用施設の運営に取り組んでおります。

**イ 応募団体の業務における瀬戸ヶ谷スポーツ会館指定管理業務の位置づけ**

保土ヶ谷区において「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現」に寄与するための計画をご提案し、区民施設を管理運営しますことは当法人の存立目的そのものであり、さらには地域の皆様の交流を深め、地域社会の発展に貢献することが当法人に与えられた使命であります。つきましては、当法人を指定管理者に選定いただきました場合は、次の事項について貢献しますことをお約束いたします。

- a 区民の自主的活動の支援を通じて、活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に努めること
- b 地域ニーズに応え、この地域に住む皆様の生活充実度の向上に努めること
- c 区民利用施設を公正・公平・効率的・効果的に管理運営すること
- d 震災発生などの発生時には、地域のシェルターとして機能すること

**ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

当法人は、平成 7 年より毎年 30 万人（延）を超えるご来館をいただいております、平成 26 年度には区内 10 施設、年間 50 万人の区民の皆様にご利用いただけるまでに実績を伸ばして参りました。今後も多くの区民の皆様にご利用いただいている施設を管理運営する責任を自覚し、地域に密着した運営に努め、地域コミュニティの醸成や住民の皆様との連帯意識の形成に貢献してまいります。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市ほどがや地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成 7 年 4 月	指定管理
横浜市西谷地区センター	同 上	平成 7 年 4 月	指定管理
横浜市初音が丘地区センター	同 上	平成 7 年 4 月	指定管理
横浜市峯小学校コミュニティハウス	同 上	平成 7 年 4 月	受託管理
横浜市笹山小学校コミュニティハウス	同 上	平成 7 年 4 月	受託管理
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	同 上	平成 7 年 4 月	指定管理
横浜市川島町公園こどもログハウス	同 上	平成 7 年 4 月	指定管理
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	同 上	平成 11 年 5 月	指定管理
横浜市くぬぎ台小学校コミュニティハウス	同 上	平成 17 年 5 月	受託管理
横浜市保土ヶ谷公会堂	同 上	平成 24 年 4 月	指定管理

(2) 瀬戸ヶ谷スポーツ会館管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

**ア 設置目的、区政運営上の位置付け**

～ 「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」の実現をめざして ～

スポーツ会館は、地区センター同様に「地域住民が自主的に活動し、相互の交流を深めることのできる場」「地域住民の福祉向上を図るために自ら事業を行い住民の自主的な活動を援助すること」が設置目的でありますとともに、平成27年度保土ヶ谷区区政運営方針においては、「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」の目標を達成するための拠点のひとつとして役割を担うことが期待されています。

私たちはこの区政方針が発表される以前より「未来を担う子どもたちの育成」「次世代につなげる魅力あるまちづくり」「つながり、支えあいから始まる身近な暮らしの安心・充実」「防災・防犯をはじめとした安全・安心なまちづくり」を各区民施設において展開してまいりました。私たちが当スポーツ会館の指定管理者に応募いたします理由は、このような活動を継続することにより「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を実現してゆきたいとの願いからに他なりません。

**イ 地域特性、地域ニーズ**

当館は首都高速神奈川3号狩場線の高架下に位置し、南区と隣接しているために、保土ヶ谷区内ばかりではなく、南区にお住まいのご利用者も多い施設です。また、JR保土ヶ谷駅から徒歩15分程の住宅街の一角にあります。通行者が少ない道路に面した場所にあることと、小体育室とミーティングルーム1部屋だけの小規模施設であること、さらには駐車場のない施設であることから、必然的に近隣にお住まいの皆様のご利用が主体となっています。

また、この地域は古くからの住宅街ですが、新築のマンションも多く、この数年間のご利用者の傾向としましては、趣味と健康を目的とした成人女性と高齢者の利用が増加していますとともに、幼児を対象とした事業には最適な広さの体育室がありますために、子育て支援関係のご利用も増加しており、わずか2部屋だけの小規模施設でありながら年間19,000人以上の皆様にご愛用いただいている、たいへんに利用率の高い施設です。

なお、当館の運営計画の策定にあたりましては、このような地域ニーズ、立地条件、施設規模を踏まえたうえでプランニングをたて、この地域にお住まいの皆様が「より魅力のあるまちづくり」をするための、「良きサポーターでありたい」と当法人は願い、この施設の指定管理者に応募しております。

**ウ 公の施設としての管理**

当スポーツ会館が横浜市地区センター条例該当施設であるという設置目的を踏まえ、住民の地域交流拠点としての本旨に則り、「団体利用または個人で利用を希望する全ての市民の皆様が公平に利用できる施設運営」に努めます。なお、当法人では行政が定める条例・規程以外の施設の利用許可や貸出しに関する規則につきましては、利用者アンケート・利用者会議、地域代表者による委員会を開催して決議し、さらには、地域の皆様の意見も取り入れて管理・運営いたします。

また、ご利用の機会を高めるためにホームページをはじめ広報の充実を図る一方で、市政・区政等の情報も提供できるよう努め、さらには、効率的・効果的な運営を追究しつつ、地域の皆様にとりまして快適な空間になりますように努めます。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

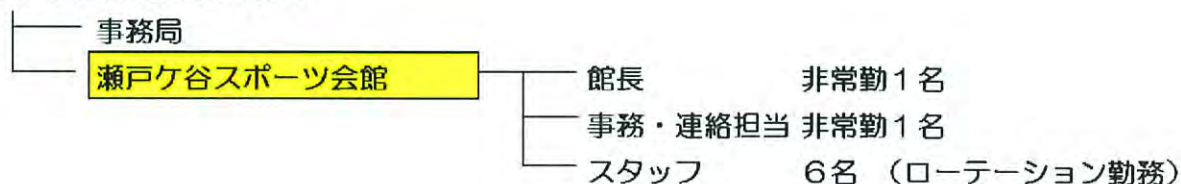
ア 管理運営に必要な組織、人員体制

(ア) 勤務体制

スポーツ会館の管理のため責任者として館長および事務・連絡担当者を1名非常勤として配置し、管理運営担当者として時給スタッフを常時1名配置します。これにより、**ご利用者が安全・快適に利用できるように建物と設備を維持するための最も効率的な人員配置**が可能になります。

なお、スタッフの主な業務は予約受付・貸し出しの確認、個人利用時間帯の館内整理と建物・設備の点検・整備・清掃ですが、併せてご利用者の安全・安心の確保を確実にこなすよう図ります。

保土ヶ谷区民利用施設協会



- ① 管理責任者として館長1名を配置します。館長は非常勤で当法人事務局長が兼任します。
- ② 事務・連絡担当として、当法人事務局員1名を非常勤で配置します。
- ③ スタッフとのミーティングで、翌月の各自の予定等も勘案しながらローテーションを作成し、それに従って勤務します。各スタッフの突発的な事情による休暇については、他のスタッフと調整して交代勤務が可能な体制を確保します。

(イ) 開館・勤務時間

① 開館時間

- ・開館時間 毎日午前9時から午後9時（日・祝日は午後5時まで）
- ・休館日 毎月 第3月曜日（休日の場合は翌日）  
（年末年始は12月28日～翌年1月4日休館）

② 勤務時間

- 午前 午前8時30分～午後0時30分
- 午後 午後0時30分～午後4時30分
- 夜間 午後4時30分～午後9時

(ウ) 人材の充実 ～ 常勤職員および時給スタッフ採用条件

当法人の基本理念を理解し、地域社会に貢献する知識・技術を持つ者を公募により採用するほか、運営委員会（地域代表者）に推薦をお願いしまして、地域活動をしている方を採用することによりまして、各団体との連携を図ります。また、このような採用方法をとることで**より多くの地域情報をスタッフより収集する体制を確保**し、さらにこのスポーツ会館での就労を通じて**地域活動につながる人材を育成**してゆきます。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

(ア) 個人情報保護等の体制

当法人では、内閣府の通達及び横浜市条例に忠実に管理を行い、「情報公開規程」「個人情報保護方針」に従い、個人情報保護を厳守する規則を設けており、当法人が受審しました**第三者評価におきましては、基準を十分に満たす個人情報保護体制であると評価**をいただいております。

なお、当法人の個人情報保護体制の概要につきましては、次のとおりです。

- ① ご利用者の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、情報を収集する場合は必ず事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用は決してしません。
- ② 入館者記入表での個人名記入を無くし、登録団体名簿でも代表者様の連絡先以外の情報は収集しません。さらに二次利用は、公共機関からの依頼であっても、①同様の手順のうえご本人様の了解印を得た場合以外は一切行いません。また、個人情報を収集が必要とする業務や開示を求められた場合などについては、職員の一存でこれらを行うことを禁止し、必ず館長決裁を受けることとして管理しています。
- ③ 取得した個人情報は正確かつ安全に管理措置を講じます。個人データの漏洩や滅失を防ぐために、個人情報が含まれるファイル・書類は必ず施錠できる棚に保管し、パソコンはパスワード設定と盗難予防の施錠をしています。また、個人情報の館外への持出しは禁止しています。個人情報の保管と廃棄はマニュアルで定め、明示した目的が終了しました際は速やかに事務所でシュレッダー処理します。
- ④ 苦情の申し出があった場合は適正かつ迅速に処理するために、苦情受付の窓口と担当者、苦情処理手順の策定等の必要な体制を整備し、館内にその掲示をしています。
- ④ 毎年、官公庁が主催する個人情報保護に関する研修を受講した館長が、法の理解とともに具体的な業務の中で個人情報を厳守することを目的として職員全員を対象とした研修を行っています。
- ⑤ また、研修修了後に職員全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」を提出します。また、この職員全員の誓約書は横浜市の指示に従い、さらに横浜市長あてに提出しています。なお、当法人で実施している個人情報保護研修の概要は以下のとおりです。

(研修の概要)

○個人情報保護の必要性○個人情報保護法の概要○利用目的の特定○適正な取得と取得に際しての利用目的の通知等○正確性の確保○安全管理措置○開示制限○第三者提供の禁止○苦情処理 ○業務に係わる具体的な個人情報保護の留意点(利用団体について、個人利用者について、記名について、名簿の管理について、自主事業について、帳票・データの管理について、電子メール・FAXでの取り扱いについて、職員の個人情報について等)○質疑応答

(イ) 研修計画

「施設は人なり」を基本理念に次の研修を実施しています。なお、当スポーツ会館において実施しました平成 26 年度**利用者アンケート**では、34 団体からご回答をいただき、職員のマナーと接遇態度については「**良い 18 件、ふつう 16 件、悪い 0 件**」と**高い評価**をいただいております。

a 採用時研修：●業務研修 ●個人情報保護研修 ●救急・防災・防犯研修 ●接遇研修  
●人権研修

b 年間研修：●運動科学から考えた施設の管理 ●安全性の確保 ●生涯学習 ●業務改善検討会議～業務改善研修 ●利用者サービス向上会議～サービス向上研修  
●施設・設備管理研修 ●人権研修 ●個人情報保護 ●防災防犯研修 ●事故防止と救命研修(AED) ●接遇研修

※A 4 版 1 ページ以内でおまとめください。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

ウ 緊急時の体制と対応計画

幅広い年代層の方を想定いたしまして、**あらゆる危険からご利用者を守ることが公共施設管理者の絶対的な使命と考え**、事故や火事、犯罪の予防には細心の注意を払い、定期巡視、マニュアルや研修・訓練、チェック表・日常点検により**万全を期します**。また、事故を予防するために施設のバリアフリー化・危険箇所の修繕につきましては、設備や備品、巡視箇所などの十分な安全を確保するために毎日チェックリストをもとに点検し、施設内に限らず周辺地域・通路などのあらゆる箇所の事故予防計画、防災計画、防犯計画、緊急マニュアルなどを研究し、「事故ゼロ」を達成するために万全の体制を整える覚悟しております。

なお、当法人では、年間 50 万人以上のご利用者が来館する区民施設を大きな事故もなく運営して参りましたが、次期指定管理期間も**ご利用者の安全のために細心の注意を払いますことをお約束いたします**。

(参考) 事故・犯罪・火事・地震・そのほかの災害に備えたマニュアル・研修

○AED 研修 (年 1 回) ○防犯研修 (年 1 回) ○防災計画・防災マニュアル ○マニュアル「震災発生時の対応～誘導避難方法」○マニュアル～市内 80 地区センターにおけるヒヤリハット集

(ア) 防犯、防災の対応について

日中は職員が常時巡回を行い、閉館時は館内を確認・施錠した後、機械警備を行います。

犯罪と地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、対応マニュアル・消防・防災計画・連絡体制を整備します。年 1 回利用者の理解を得て共に避難訓練を実施します。

(イ) その他、緊急時の対応について

事故や急病などの緊急事態に対応するため、日頃からその防止に努め、万が一起きた場合に備えてマニュアルや連絡網を整備し、それを踏まえた研修・訓練で対応します。

(ウ) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、体育室他のチェック表とマニュアルによる日常点検を行います。また、スタッフ全員に AED 操作を含む救急救命講習修了証 I を取得させ、事故や急病等の緊急事態となった場合には、1 人勤務であることから、状況に応じた対応が適切に取れるように、応急措置、消防・警察への通報等の措置を迅速に行います。また、必要であれば当法人本部または当法人が指定管理する近隣施設へ応援を依頼します。

(エ) 再発防止のための対応策

- (a) 再発防止に向けて原因を究明し、対応策の策定、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存を行います。また協会に報告すると共に、保土ヶ谷区地域振興課に報告します。
- (b) 事故等が発生した場合は、ミーティングで職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を毎年行います。
- (c) 幸い事故が起きなかった場合であっても、ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、他の施設等の事例についても情報を収集し、事故再発防止に努めます。

(4) 施設の運営計画

ア 設置理念を実現する運営内容

イ 利用促進策

**ア 設置理念を実現する運営内容**

当法人は、従来のご利用者のみに限らず、「公共施設が行うサービスは、全ての区民の皆さまに有益なサービスでなくてはならない」という理念のもとに取り組んでおります。そして、この地域に住む全員の皆さまに「この施設が、自分達のまちにあって良かった」と感じていただけますよう、地域支援にも尽力したいと考えます。

また、瀬戸ヶ谷スポーツ会館は体育室をメインとした施設でありますことから「安全・安心に」を第一に優先し、さらに「快適に」「地域と共に」をキーワードにした管理運営を行います。

(ア) 安全・安心に

建物・設備を常時点検し、異常の発見に努めます。異常があれば、危険度、危険の箇所、応急措置の必要性等を勘案しながら、迅速、適切な対応をします。

また、用具、器具等についても破損の有無、また正常な位置にあるか等の点検に努め、ご利用者にとって安全・安心してご利用いただけるように努めます。

(イ) 快適に

ソフト面では、スタッフとご利用者の方のコミュニケーションが重要であり、丁寧な言葉遣いや態度、明るい笑顔、親切な対応等スタッフ一人ひとりが利用者の方が楽しく、快適に過ごせるように接遇します。ハード面では、いつも清潔感にあふれるようにこまめな清掃、整理整頓を実行します。特に、トイレ等の水回りについては、特段の注意を払うようにします。

(ウ) 地域と共に

地域ニーズを的確に反映しながら館を運営していくためにも、利用者会議、運営委員会等の意見を尊重し、また、スポーツ会館が地域にとっても貴重な財産であり地域全体で暖かく見守り育てるという意識が人々の間に浸透していくことを目指すべきであると考えます。このためにも、様々な地域活動、地域の行事等をより積極的に受け入れていく必要があると考えます。

**イ 利用促進策**

現在、2部屋の稼働率は高く、午前・午後の時間帯に新たなサークル様が入ることは、やや困難な状況でありますために、利用を促進するためには従来の利用者様に当スポーツ会館の設置理念をご理解いただき、平等に譲り合っていただく関係を構築することが、次期指定管理期間の課題でもあります。また、夜間につきましては、人通りの少ない場所に当会館は設置されておりますために、慎重な対応が必要と考えます。このような条件を前提に、次の4点の利用の促進策を提案いたします。

(ア) 接遇レベルの向上

「ほっとなホスピタリティ」を合言葉に、利用者の方が楽しく快適に過ごせるように「接遇」のレベル向上を図ります。「また、来ようね」が自然に定着することを目指します。

(イ) 広報の充実

職員自らホームページの更新を行い、自主事業やサークル情報等をタイムリーに紹介します。

(ウ) ミーティング室の活用

ミーティング室は、会議の目的のほか、現状でも囲碁、将棋、麻雀、カラオケ等の目的にも利用していただいておりますが、これを更に広い用途に拡大していきたいと考えています。

(エ) サークル活動の助言・相談の充実

サークルの結成に対して積極的に助言・相談・調整に応じることを通して活動を定着させ、施設利用の促進を図ります。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について

**ウ 利用料金の設定について**

(地区センターのみ該当)

※A4版1ページ以内でおまとめください。



(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の使途について

**エ 利用者ニーズの把握と運営への反映**

当法人ではご利用者の声を反映しますために、「利用者アンケート」「利用者会議」「ご利用時の聞き取り」「ご意見箱」「地区センター委員会」「スタッフの情報収集」「地域の調査」のほか、窓口でいつでもご意見を伺える体制をとるなどの多様な手段を用いて地域の皆様や利用者様の意見を集めてニーズを的確・綿密に把握するよう努めます。

また、収集した利用者ニーズを、スタッフミーティング等で検証・精査し、優先順位をつけ、日々や翌年度の事業計画に反映させます。

- ① 運営委員会及び利用者会議を毎年定期的を開催し、利用面に関する意見を求めます。
- ② 来館者アンケートを毎年1回以上実施するほか、ご意見箱でニーズを把握します。
- ③ 個別の自主事業や特定のテーマに関して、参加者や関係者にアンケートを実施します。

**オ 利用者サービス向上の取組み**

～ 最良のサービスを提供するための4本柱 ～

**人材の充実・設備の充実・機能の充実・環境の充実**

- ① **設備の充実** 当スポーツ会館では少ない予算の中で多くのご利用者に有益でありますよう設備を充実させてゆく手腕を指定管理者は持たなくてはなりません。備品購入費などの使途については毎年利用者アンケートにより希望を伺ったうえで事業計画案を作成し、利用者会議で各団体の代表者様たちと一緒に「全ての利用者様に最も有益に活用するためには」と検討し、備品・設備を充実させています。
- ② **機能の充実** 現在、長期的に活動しているサークル様が最もお困りの課題は会員数が減少して**継続が困難**になっていたり、新たにサークルを立上げたくてもが会員を集める手段がないという課題があります。当法人では、この課題解決策として年間**6万件以上のアクセス**があります当法人のホームページを活用した「ほどがや文化芸術ネットワーク」により会員募集や習い事やスポーツをしたいという方への**サークル紹介をすることが可能**です。このほかにも、来館者様・地域の皆さまに多機能に役立つ施設づくりを目指しており、当法人が展開しておりますフレンドシップパートナー事業による初回利用者様へのコーディネートサービスのほか、市内の文化・芸術・スポーツ・福祉などの来館者様・地域の皆さまへの**情報提供の機能**として、これらに関連するチラシ等をそろえます。
- ③ **環境の充実** 常に快適で清潔な環境を維持しているというサービスは、ホスピタリを確立するうえで最も重要なことのひとつです。なお、この具体策は既に「(6)施設の管理計画」で記述しておりますが、ご来館の皆さま・地域の皆さまに喜んでいただけますよう、さらに環境の快適さと美化を充実させますことをお約束いたします。
- ④ **人材の充実** **良質なサービスを提供できる施設の絶対条件は、職員が「親切」「思いやりがある」「役に立つ」「気が利く」「協力的」「信頼できる」「親しみを持てる」とご利用者から感じていただけること**であり、何よりも重要なことでもあります。しかしながら、このような「職員によるホスピタリティ」を確立するためには、研修だけで実現できるものではなく、個々の職員が「この施設や地域を良くしていこう」「この仕事を通じて自分自身の人格を磨いてゆこう」という努力と自己啓発をしてゆく意識を持ちません限り、決して実現するものではないと考えております。このようなことから、「**施設は人なり**」という基本理念のもとに職員全員が自己研鑽に弛まぬ努力を続けてゆくことが「良い利用者サービス」の大根底と考え、職員の啓発・指導をしております。

**カ ニーズ対応費の使途について**

(地区センターのみ該当)

(4) 施設の運営計画

キ 本市重要施策に対する取組

横浜市重要施策への協力 ～ 27年度市政方針及び中期4か年計画（2014～2017）について

※ 当法人は、横浜市が発表しております中期4か年計画基本政策 36 施策のうち 26 施策に協力した運営をしておりますが、紙面の都合上、本事業計画はその一部でありますことをご了承ください。

「区民施設は市政を地域に広報する重要な役割を担う」ということ

この地域につきましては区役所より遠いために自宅に配布される広報紙や回覧以外に、身近な場所で区政、市政、文化・芸術・スポーツ・福祉関連の情報紙類を得ることのできる唯一の場所であり、このことを考慮し、可能な限りの行政広報紙を置いてあります。

「あらゆる人が力を発揮できるまちづくり」の取組み

- 子育て支援・児童の育成 中期4か年計画冒頭の「留守家庭児童の放課後の居場所」「キャリア教育」につきましては、当法人本部の事業として平成 18 年より時代に先立つ取組みをしています。また、職業体験につきましては、岩崎・橋・宮田・西谷中学のほか法人全体として区内小中高 11 校の生徒を受け入れています。
- 日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現 当法人は職員 120 名中、8割が女性であり、勤務先は徒歩通勤可能な圏内、勤務日は都合に合わせることが可能な月単位のシフト制…女性にとって家庭と仕事の両立が可能な、働きやすい条件を整えた勤務形態で貢献します。
- シニアパワーの発揮 これは当法人の設立目的の一つでもあります生涯学習の普及そのものでもありますとともに、高齢社会に向けての最も重要な施策のひとつであります。その具体的な取組みの一例として、本事業計画の自主事業のページ（⇒P10）をご参照ください。
- 人権啓発・人権尊重について 当法人の出前講座「人権研修～心の豊かな子どもは人権を侵害しない…では、心の豊かな子どもに育てるためには？」は、毎年、小中学校の教員研修や行政機関などから依頼を頂いている人気講座です。人権は「人間が毎日を幸せに暮らすことができるための権利」であり、さらに児童期においては「児童が幸せな生活を送れる大人になるように成長するための権利」を持ちます。また、心豊かな地域コミュニティを醸成するためには、人間ひとりひとりがこのことを理解し、お互いの考えを尊重して暮らすことが不可欠です。このような啓発活動を展開しますことは当法人の使命であり、今後も横浜市各局の要請に応じた協力をいたします。

「横浜の経済的発展とエネルギー循環都市の実現」の取組み

- 市内中小企業への優先発注 当法人では、帳票印刷や物品購入、修繕依頼を区内の業者様を優先して発注しておりますことは勿論、地域に経済効果をもたらす施設運営をすることが指定管理者の義務と考えています。また、西谷・天王町の各商店街協同組合様との関係では、商店街が開催するイベントやまちづくり計画のご相談や協力依頼を頂くほどの信頼をいただいております。地域に密着した取組みをしています。
- 環境に配慮したライフスタイルの推進 ゴミの削減、資源回収ボックスの設置、ゴミの分別などの3Rへ取組みのほか、省エネ管理基準を独自に定め、脱地球温暖化対策への協力をします。

(参考)

安心と活力があふれるまち・横浜（中期計画 2010～2013）に記載の『長い歴史の中で蓄積された財産（市民活動、企業など）が、互いの強みをいかし、新しい「つながり」を創ることにより、大きな相乗効果を生み出し、社会的課題の解決や新しい価値の創造を促し、「安心と活力」を生み出す』…これは当法人の運営方針であります Community Organization と全く同じ理念です。今後も地域の様々なテーマで活動をしている団体様や「人と人」を結び、新たな力を生み出す施設運営に尽力いたします。

(5) 自主事業計画

**(ア) 自主事業計画に対する基本的な考え方**

これまで私達は、公共施設を行う自主事業は、「受講者の方々一人ひとりの興味を満たす講座であること」とともに、「生涯学習に発展させ、心の豊かさを増してゆく楽しみにつなげる」「身につけた知識を社会に役立てることで自己の価値を高めてゆくことへ発展させる」と考え実践してまいりました。

そして、そのためには単に学ぶ場を作るばかりではなく、その「学んだ知識を社会に還元するための活動の場を提供すること」も私達の責務と考えています。私たちは、「同じ趣味を持った受講者様が更に自主的な活動へ発展させ、心の豊かさをを持った仲間をつくる」そして活動の場を提供することにより「コミュニティの活性化へつなげる」こと…それこそが、「公共施設を行う自主事業の目的」と考えています。

**(イ) 自主事業の特徴及び開催の方向性について**

施設の規模として、体育室は卓球台がやっと4台置ける程度の広さであり、天井も低くバトミントン、バレーボール等は不可能という物理的な制約を受けています。また、ミーティング室は、一度に18人程度の利用は可能ですが、十分に余裕のあるスペースとはいえません。こうした条件でありますために、自主事業の企画については大規模で設備の整った地区センターとは異なり、この2部屋だけで開催が可能な企画を計画するか、または東海道ウォークなどの館外での自主事業を計画することが必然的になります。

しかしながら、このような条件でありましても区民の皆様にも良質な自主事業を提供することは、当法人の使命であります。つまり、当スポーツ会館においては、施設の制約を踏まえながら、施設の機能をフルに発揮した自主事業を企画してゆくことが不可欠と考えます。

また、開催できる講座の条件が限られていますだけに、好評な自主事業は「瀬戸ヶ谷スポーツ会館の名物講座」として定着させてゆくことも必要と考えます。これを実現するために、当法人では、自主事業終了後は参加いただいた受講者様にアンケートのご協力をいただき、そのご意見を取り入れながら好評講座を見出して定着させ、より充実した内容に発展させてゆく…このような自主事業を当スポーツ会館において展開させていただきたいと願っております。

**① スポーツ会館名物講座！ ～ 健康のための軽運動 & 子育て支援**

当施設のご利用者には高齢者、成人の女性の比率が高く、健康をテーマにしたフラダンス、ヨガ等の軽運動の講座はここ数年人気があり、健康と軽運動を組み合わせた講座を引き続き実施することにより定着したいと考えています。また、当法人が最も得意とする分野のひとつ…子育て支援のための講座も好評であり、定着させたいと考えています。

**② 新規企画について ～ 新たなテーマの設定**

新規の事業の企画に際しては、利用者会議や来館者アンケート等で地域ニーズや利用者ニーズを把握するだけでなく、自主事業に参加いただいた受講者の皆様にも、当該事業の感想だけではなく、どのような事業を望んでいるか意見を求めていきます。

また、施設の利用者様に高齢の方が多い現状を踏まえ、例えば「歴史散策」のような自主事業を企画し、幅広い世代の皆様が交流できるような企画も検討していきたいと考えます。

**(ウ) PR方法と広報能力の充実**

企画した自主事業を区民の皆様にあまねく広報することも重要な責務です。私達はあらゆる広報媒体を常に研究し、可能な限り広報活動につなげています。また、世代によって異なる情報の収集方法を把握し、あらゆる世代に伝達できる広報を研究しています。(広報手段：当法人10施設のホームページを活用したほどがや文化芸術ネットワーク、区役所HPのお知らせ、広報ほどがや区版、プラネット、地域情報誌、地域商店街の広報誌、自治会の回覧、館内掲示、メール配信など)

(6) 施設の維持管理計画

施設の維持管理計画

当法人では、建物設備の安全性と清潔感は、スタッフ接遇と並びご利用者への印象に大きな影響を与えものと自覚し、細心の注意をもって施設の維持管理に尽力しております。

(ア) 建物・設備等の保守管理

建物・設備の保守管理等のため、「建物設備管理計画」を策定し、実施します。さらに、建物・設備等については、日頃からスタッフが館内の点検や日常清掃の際に、併せて点検を行い、不具合のある箇所を報告するとともに、軽微な修理はスタッフの手で行い、経費の節減に努めます。

なお、当スポーツ会館は平成2年に設立されてから25年を経ており、施設、設備、備品等の老朽化が進んでいます。今後、施設運営に支障を来すことが予想される箇所につきましては、保土ヶ谷区役所様に修繕等の申請を行い、対応して参りたいと考えます。

(イ) 清掃計画

「建物設備管理計画表」に基づいて、委託専門業者により、年1回以上の床清掃、窓ガラス清掃、カーペットシャンプークリーニングを実施します。日常清掃は、「日常清掃チェック表」に従ってスタッフが、水回りを中心に重点的に行います。

(ウ) 植栽等の管理

植栽の管理は、首都高速道路(株)の管轄ですが、敷地内の除草や簡単な植栽の手入れはスタッフが行います。

(エ) 保安警備計画

清掃状況のチェックとあわせ、安全確保、と事故や犯罪を未然に防ぐため、スタッフが館内見回りを常時実施します。

(オ) 瀬戸ヶ谷スポーツ会館管理計画表

業 務	内 容	頻 度	仕 様
害虫駆除		年2回	267 m <sup>2</sup>
ウォータークーラー	水質検査	年1回	
消防用設備点検	定期点検	年2回	外観機能作業：年1回 総合：年1回
機械警備点検		常 時	
清掃業務	日常清掃	毎 日	
	定期清掃	年1回以上	床面、窓ガラス、カーペットシャンプー
小破修繕		随 時	
電柱広告			電柱2か所

※A4版1ページ以内でおまとめください。

(7) 収支計画 (収入計画)

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について

ア 収入計画の考え方について

当スポーツ会館は、地区センターと異なり利用料金を徴収することができませんので、当該施設においては横浜市から支払われる年間指定管理料の上限額 6,667,400 円 (消費税含む) がほとんどを占め、そのほかの収入は自動販売機収入、コピー機による収入、自主事業収入を併せて約 180,000 円の見込みですので、6,847,400 円が年間予算と考えられます。

しかし、神奈川県最低賃金とほとんど同額で働いているスタッフの賃金や水道光熱費、消費税などの削減不可能な支出の合計は年間 6,525,000 円になり、差額 322,400 円で老朽化した施設や設備の修繕や備品の買替え、トイレトーパーや事務用品などの消耗品を賄うことは非常に困難な指定管理料の上限額です。

当法人は「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする公益的な団体」であるために、これまでも当スポーツ会館のご利用者と地域の皆様に寄与するために当法人の基金を運用して参りましたが、今後、老朽化の進む設備の修繕や備品等の買い替え等が発生しました場合に、「指定管理料の範囲」「指定管理者に帰責事由があるもの」となりますと、当法人がこのスポーツ会館の指定管理を安定して継続して参りますことに大きな影響を与える危険性を持ちます。

このようなことから、当法人を瀬戸ヶ谷スポーツ会館の指定管理者に選定いただけました場合は、リスク分担表 (仕様書別紙 2) にあります小破修繕の分担額の見直しや、老朽化による備品等の買い替え時の公費負担等のご配慮をくださいますよう保土ヶ谷区役所様をお願い申し上げます。

イ 増収策について

(地区センターのみ該当)

(7) 収支計画 (支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

**ウ 支出計画の考え方について**

(ア) 基本的な考え方

当法人は区民施設の運営に当っては、より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本においています。このためには、限られた予算や人員を効率的に使い、全体経費の削減に努め、生まれた余裕をサービスの向上に充当して、利用者満足度の向上を図ります。

管理費については、横浜市が標榜する環境行動都市に直接関係する問題として捉え、こまめに不用の照明のスイッチを切ることや節水等日常の中で、職員、スタッフの意識を徹底させることや、ご利用者の理解と協力を得ること通じて、今日の我々の行動様式そのものを見直すという大きな発想で取り組んでいきたいと考えます。

(イ) 具体的な計画

a. **管理費の節減**

上記の例のように日常の中で節水等を実践することが、単に管理費の節減という問題に留まらず、横浜市の標榜する「環境行動都市」の実現に向けた行動であることを、職員、スタッフに徹底すると同時に利用者様のご理解とご協力を求め一体的な取組みを行います。

- ・光熱費などの節約：利用者の皆様と協力して横浜市の指導する暖房 19 度、冷房 28 度を遵守し、利用者様の居ない箇所の光熱費を職員が小まめに消します。
- ・ゴミの削減：ご利用者にはゴミの持ち帰りを協力してもらい、ゴミの排出削減を行っています。
- ・印刷資料の削減：パソコンのディスプレイ機能や掲示板等を活用し、廃棄物になる紙類を極力削減します。
- ・設備の予防保全により不具合の程度を軽くし、修繕費の削減を図ります。

b. **複数の施設運営をするスケールメリットを活かす経費削減**

- ・会計経理、労務管理を法人事務局が総合的に行い経費削減を実現させています。
- ・当法人 10 施設で設備の保守管理や定期清掃などの共同委託と複数年度契約を行うことで経費を削減します。

c. **人材の効率的活用**

点検・確認、清掃等の作業では、マニュアルやチェックポイント図表を整備して、業務を簡単化し、担当者の負担を減らすことにより作業効率の向上を図り、生じた時間を利用者サービスに向けます。

**(ウ) 経費削減に関する課題 ～ 神奈川県最低賃金額の変動**

会場の利用料金収入を得ることができない当館では、収入を指定管理料に頼らざるをえませんが、当館の指定管理料の上限額円のうち、**ほとんど最低賃金と同額**で働いていただいている時給スタッフだけの給与だけでも年間 4,058,000 円となり、これは指定管理料の 64.2%を占めることとなります。

なお、神奈川県**の最低賃金の時給額は**、前回の第 2 期指定管理者選定時の平成 22 年度 7 月時点(789 円/時)から平成 27 年度 7 月まで(887 円/時)の**5 年間で約 100 円上がりました**ために、年度比 64 万円以上の支出増加が余儀なくされることになりましたが、今後も毎年段階的に上がってゆく可能性が高いという報道もされています。次期、指定管理期間を安定的に運営いたしますためには、このことを念頭に収支計画を組むことが必要不可欠と考えます。

※A 4 版 1 ページ以内でおまとめください。

## 平成28年度 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 自主事業計画書

団体名 一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会

	①募集対象 ②募集人数 ③1人あたりの参加費	総経費	自主事業予算額				
			収 入		支 出		
			委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
1 第1回 親子リミック教室	未就園児と保護者 20組(4回) 1,000円	33,208	13,208	20,000	19,156	10,000	4,052 (保険料)
2 親子ひろば	0~4才児と保護者 定員無し(9回) 無料	9,117	9,117	0	0	0	9,117 (保険料)
3 親子ひろばで 絵本の読み聞 かせ	0~4才児と保護者 定員無し(3回) 無料	14,176	14,176	0	11,137	0	3,039 (保険料)
4 第1回 ガイド 付きウォーキン グ (新緑)	一般 15名 300円	8,013	3,513	4,500	7,000	0	1,013 (保険料)
5 小学生体育	小学生以下 30名 無料	1,013	1,013	0	0	0	1,013 (保険料)
6 第2回親子リ ミック体験教室	未就園児と保護者 20組(4回) 1,000円	23,208	3,208	20,000	19,156	0	4,052 (保険料)
7 第2回 ガイド 付きウォーキン グ (紅葉)	一般 15名 300円	8,013	3,513	4,500	7,000	0	1,013 (保険料)
手芸教室 (勤労感謝の贈 り物作品)	小学生 20名 200円	15,795	11,795	4,000	7,795	8,000	0
9 人形劇	一般 30名 無料	11,137	11,137	0	11,137	0	0
10 作品を作ろう	小学生 20名 200円	19,137	15,137	4,000	11,137	8,000	0
事務費		28,183	28,183				28,183
合 計		171,000	114,000	57,000	93,518	26,000	51,482

## 平成28年度 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 自主事業別計画書

No.1

団体名 一般社団法人保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
1 第1回 親子リミックス教室 ～音・リズム遊び～	親子で音楽に合わせて体を動かしたり、簡単なゲームをすることにより、幼児の感覚機能の発達を促し集中力・思考力・判断力・記憶力・表現力等が身につく。また、自主性や積極性が養われ、幼児の健全な心を育てる。	5月～6月 火・金曜日 全4回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
2 親子ひろば	昨年に引き続き、地域の子育て世代の方々に、親子での遊び 交流の場として当館を開放。0～4才児とお母さん対象。	4月～3月 第2金曜日 全9回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
3 親子ひろばで 絵本の読み聞かせ	地域の子育て世代の方々に、親子交流の場を通じて、「絵本の読み聞かせ・歌遊び」を行い、お子様・お母様に絵本の読み聞かせへの関心を深めていただく。	9～11月 第2金曜日 全3回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
4 第1回 ガイド付きウォーキング (新緑を満喫)	「史跡探訪」、フィールドワークを主活動として歴史的、文化的遺産等を訪ね自己啓発の充実が図れます。スポットを当てて散策しています。	5月 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
5 小学生体育	マット、飛び箱、平均台等を使って運動をします。子供の心身の健全な成長の手助けになるきっかけを目指します。	7月 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
6 第2回 親子リミックス教室 ～音・リズム遊び～	親子で音楽に合わせて体を動かしたり、簡単なゲームをすることにより、幼児の感覚機能の発達を促し集中力・思考力・判断力・記憶力・表現力等が身につく。また、自主性や積極性が養われ、幼児の健全な心を育てる。	10月～11月 火・金曜日 全4回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
7 第2回 ガイド付きウォーキング (紅葉を楽しもう)	「史跡探訪」、フィールドワークを主活動として歴史的、文化的遺産等を訪ね自己啓発の充実が図れます。スポットを当てて散策しています。	11月初旬頃 1回



## 平成28年度 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 自主事業別計画書

NO.2

団体名 一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
8 手芸教室 (勤労感謝の贈り物作品)	手芸の先生をお呼びし、子供を対象とした勤労感謝の贈り物の作品を作ります。	10月頃 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
9 人形劇	2～3歳以上のお子様を対象に、親子で珍しい人形劇を楽しく鑑賞してもらいたいと思います。珍しい人形の動きに心弾ませ、子供のたくましい想像力がお話しをより面白くさせる事でしょう。	11月頃 全1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
10 作品を作ろう	夏休みに小学生を対象とした簡単な手作り作品を作る	7～8月 全1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人保土ヶ谷区民利用施設協会
施設名	横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館

## 平成28年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

### I. 指定管理料

(単位：円)

提案額 (a)	6,667,400	指定管理料＝小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	6,667,400	
差引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

### II. 平成28年度収支予算書 (総括表)

#### 1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	57	
雑入 [B]	76	
小 計 【ア】 ([A]~[B])	133	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	6,667	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	6,667	指定管理料の計
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	6,800	

#### 2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	4,062	
事務費 [b]	369	
自主事業費 [c]	171	
管理費A (光熱水費等) [d]	1,045	
管理費B (保守管理費等) [e]	544	
公租公課 [f]	342	
事務経費 [g]	267	
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	6,800	

※金額は、消費税及び地方消費税 (8%) 込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人保土ヶ谷区民利用施設協会
施設名	横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館

## 平成28年度収支予算書

### 1 収入の部内訳（指定管理料除く）

（単位：千円）

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入		自主事業参加費等	ア	57
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A]
雑入	自販機手数料		カ	76
			キ	
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
		小 計		[B]
小 計 【ア】		施設運営収入計		133 [A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人保土ヶ谷区民利用施設協会
施設名	横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館

## 平成28年度収支予算書

### 2 支出の部内訳

(単位：千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
人件費	常勤職員	給与、法定福利費	ア	0
	時給スタッフ	賃金、法定福利費	イ	4,062
			ウ	
	小 計		[a]	4,062 ア～ウ
事務費		消耗品費、印刷製本費、通信費、備品購入費等	[b]	369
自主事業費		材料費、講師謝金等	[c]	171
管理費A	電気料金		エ	980
	ガス料金		オ	-
	上下水道料金		カ	65
	小 計		[d]	1045 エ～カ
管理費B	修繕費	小破修繕（随時）	キ	100
	清掃	日常清掃（毎日）、定期清掃	ク	98
	消防設備	消防用設備保守点検（年2回）	ケ	22
	機械警備	常時	コ	214
	空調設備	なし	サ	-
	エレベーター	なし	シ	-
	自動ドア	なし	ス	-
	電気保守管理点検	なし	セ	-
	非常用放送設備	なし	ソ	-
	害虫駆除	年2回	タ	35
	植栽管理	なし	チ	-
	設備総合巡視点検	なし	ツ	-
	その他	ウォータークーラー点検（年1回）	テ	6
		塵芥処理（随時）	ト	40
		電柱広告	ナ	29
		ニ		
小 計		[e]	544 キ～ニ	
公租公課			[f]	342
事務経費	労務、経理、契約、職員研修など		[g]	267
小 計 【ウ】	施設管理運営経費計			6,800 [a]～[g]

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。